

# 東海不動産公正取引協議会規則

不動産の表示に関する公正競争規約第 29 条第 1 項の規定に基づき、東海不動産公正取引協議会規則を次のとおり定める。

## 第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、東海不動産公正取引協議会と称する。

(地区及び事務所)

第 2 条 本会の地区は、愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県（以下「東海地区」という。）の区域として、主たる事務所を名古屋市に置き、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

2 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。支部に関する規程は別に定める。

(目 的)

第 3 条 本会は、不動産の表示に関する公正競争規約（以下「表示規約」という。）及び不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「景品規約」という。）を、円滑かつ効果的に運営することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、表示規約第 25 条第 4 項及び景品規約第 4 条第 1 項に掲げる事業を行う。

## 第二章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とし、団体会員及び個別会員を正会員とする。

- (1) 団体会員 公正競争規約に参加する東海地区内に事務所を有する宅地建物取引業者の団体
- (2) 個別会員 公正競争規約に参加する東海地区内に事務所を有する宅地建物取引業者
- (3) 賛助会員 広告代理業者、広告媒体業者、新聞業者、金融機関業者等不動産取引に関する事業者

(会 費)

第 6 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の規定により承認する場合には、不当に加入を拒否してはならない。

(退 会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、退会の30日前までに退会届を理事会に提出し、かつ、本会に対し、納付すべき会費その他の経費につき未納のものは完納しなければならない。既納会費はいかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

2 会員は前項のほか、次の事由により本会を退会する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除 名)

第9条 会長は、会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議を経て総会の決議によりこれを除名することができる。この場合には、その理事会の10日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、理事会で弁明する機会を与えるものとする。

(1) 表示規約及び景品規約並びに本会の規則に違反したとき。

(2) 本会に対する義務の履行を怠ったとき。

(3) 本会の事業を妨げる行為、その他本会の目的に著しく反すると認められる行為のあったとき。

2 会長は、前項の決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を会員に通知するものとする。

(権利の喪失)

第10条 退会した者又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、既納の会費、その他の抛出金品等一切の資産に対する返還を受けられないものとする。

### 第三章 役 員

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 若干名

(3) 理 事 22名以内

(4)監 事 2名以内

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、正会員たる団体が推薦したもののうちから、総会において選任する。

- 2 会長は理事の中から理事会において互選する。
- 3 副会長は理事の中から会長が指名する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 5 役員に欠員が生じたときは、第1項ないし第4項の規定に従って補欠選任を行うものとする。ただし、理事の補欠及び増員については5名を限度として第1項の規定にかかわらず理事会において選任することができる。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ定めた順位にしたがってその職務を代行するとともに、正副会長会を組織し事業の執行を図る。
- 3 理事は、総会の決議に基づき会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1)財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2)協議会の業務執行の状況を監査すること。
  - (3)財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は定期総会から2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残り期間とする。役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号に該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- (1)心身の故障の為、職務の執行が困難となったとき。
- (2)その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第16条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。

## 第四章 会 議

### (会 議)

第 17 条 会議は、総会、理事会及び正副会長会の 3 種とする。

### (総 会)

第 18 条 総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会として、理事会の決定により会長が招集する。

### (総会の構成及び機能)

第 19 条 総会は、別に定める基準により選出された代議員によって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 協議会規則に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (3) 役員の選任及び解任に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (5) 本会の解散に関すること。
- (6) 会員の除名に関すること。
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項に関すること。

### (総会の決議及び書面表決)

第 20 条 総会は代議員の過半数の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。

2 代議員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、委任状を提出することにより、前項の出席にかえることができる。

3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、前条第 5 号に掲げる議事については、代議員総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

### (理事会の構成及び権能)

第 21 条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会において決議した事項の執行に関すること。
- (2) 総会の決議により委任された事項に関すること。
- (3) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (4) 表示規約及び景品規約の違反に対する調査及び措置に関すること。
- (5) その他総会の決議を要しない会務の執行に関すること。

(理事会の招集及び開催)

第22条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席することができないときは、委任状を提出することにより、前項の出席にかえることができる。
- 4 理事会の議長は、会長が指名する副会長とする。

(理事会の決議)

第23条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 表示規約第27条第1項、第3項、第6項及び第7項並びに景品規約第6条第1項、第3項及び第5項の規定による処分等に係る議事については、当該処分等の対象者は、当該処分等に係る評決に加わることはできない。

(正副会長会の構成及び権能)

第24条 正副会長会は、会長、副会長及び第27条第2項において別に定める専門委員会の長をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 総会及び理事会の決議した事項の執行に関すること。
- (2) 理事会の決議により委任された事項に関すること。
- (3) 総会及び理事会に付議すべき事項に関すること。
- (4) その他総会及び理事会の決議を要しない会務の執行に関すること。

(正副会長会の招集及び開催)

第25条 正副会長会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 正副会長会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 正副会長会構成員は、やむを得ない理由により正副会長会に出席することができないときは、委任状を提出することにより、前項の出席にかえることができる。
- 4 正副会長会の議長は、会長とする。

(正副会長会の決議)

第26条 正副会長会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会の設置)

第27条 本会は、会務、事業等の円滑な運営上必要があるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(会議の議事録)

第28条 総会、理事会及び正副会長会の議事録は、出席者の中から選出された議事録署名者2名以上が署名し、これを本会に保存する。

## 第五章 事務局

(設置)

第29条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営は、理事会の議を経て、別に定める。

## 第六章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)入会金
- (2)会費
- (3)臨時会費
- (4)その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理する。管理の方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、定期総会の承認を受けなければならない。

2 事業計画及び収支予算は、総会で成立するまでの間、前年度の事業計画及び収支予算の範囲内において行うものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 会長は、決算書類を毎事業年度終了後遅滞なく作成し、新事業年度に招集される定期

総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会は、定期総会終了後1か月以内に、総会の結果を消費者庁長官及び公正取引委員会に報告するものとする。

## 第七章 雑 則

(解散の場合の残余財産の処分)

第36条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の決議を経て、本会の目的と類似の目的のために処分するものとする。

(規則に定めのない事項)

第37条 この規則に定めのない事項については、理事会の決議を経て決定する。

(規則の変更)

第38条 この規則は、総会の決議を経た上、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けなければ変更することができない。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。
- 2 平成4年6月17日一部改正
- 3 平成9年6月20日一部改正
- 4 平成13年6月11日一部改正（前文、4条、22条2項、11条）
- 5 平成14年6月11日一部改正（11条、12条、21条、24条）
- 6 平成15年6月11日一部改正（4条）
- 7 平成16年6月22日一部改正（11条、12条、13条、17条、23条、24条、25条、17条より以下条項繰り下げ）
- 8 平成18年6月23日一部改正（前文、4条、23条2項）
- 9 平成19年10月12日一部改正
- 10 平成23年5月26日一部改正